平成２２年（フ）第９４７号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮80番地の140
債務者　堤　　秀和
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９８１号
京都市山科区竹鼻四丁野町23番地15　コーポウエダ302号室
債務者　田中　哲朗
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
兵庫県西宮市枝川町５番16―901号、前住所大阪市城東区関目１丁目14番26号
債務者　西上　亜紀（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０３号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目62番地、前住所神戸市長田区長田町８丁目５番７号
債務者　松島　光路
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１２号
兵庫県西宮市枝川町12番77―302号
債務者　野澤　　昭
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１３号
兵庫県西宮市枝川町12番77―302号
債務者　野澤　幸枝
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４６号
奈良県天理市永原町676番地11
債務者　前野　正夫
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３３号
鳥取県鳥取市用瀬町用瀬567番地、旧住所島根県簸川郡斐川町上直江1926―１　サンハイツ出雲Ａ棟101号室
債務者　萬　　秀人
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３８号
鳥取県鳥取市国府町奥谷２丁目203番地３　ア・ラ・モードＢ202号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字高山143番地５
債務者　竹内　　寛
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
鳥取県米子市両三柳4568番地242
債務者　新山　明史
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２８４号
岡山市南区大福950―６　介護老人保健施設あいの里リハビリ苑、住民票上の住所岡山市北区下中野70番地
債務者　森岡　　毅
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１５号
愛媛県松山市久米窪田町460番地７
債務者　丸山　　明
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７０号
愛媛県松山市東長戸２丁目６番９号　メゾン・デ・フルール301号
債務者　徳森由香里
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８４号
愛媛県松山市山越６丁目４―11　コーポ松田103号室、住民票上の住所愛媛県松山市山越１丁目17番24号
債務者　木戸岡　哲
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８６号
愛媛県松山市新浜町２番36号
債務者　黒田　一雄
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３０７号
愛媛県松山市堀江町甲461番地10
債務者　仁井田香緒里
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３号
宮崎県都城市郡元町2785番地１
債務者　春山　千里
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４９号
鹿児島県伊佐市菱刈川南1303番地３
債務者　出水　裕一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係